

定

款

社 会 福 祉 法 人
み つ み 福 祉 会

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営
- (二) 障害児入所施設の経営
- (ホ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (二) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 保育所の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 一般相談支援事業の経営
- (チ) 特定相談支援事業の経営
- (リ) 障害児相談支援事業の経営
- (ヌ) 移動支援事業の経営
- (ル) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヲ) 一時預かり事業の経営
- (ワ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (カ) 障害児通所支援事業の経営
- (ヨ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (タ) 病児保育事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人みつみ福祉会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を兵庫県丹波市春日町野村65番地の1に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第 6 条 この法人に常務理事を1名置き、理事の中から理事長が指名する。
常務理事は理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

- 第 7 条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

- 第 8 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

- 第 9 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第 10 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務の代理)

- 第 11 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、

理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第 12 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び兵庫県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第 13 条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 顧 問

(顧問)

- 第 14 条 この法人に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は理事長の諮問に応じ、業務執行に関し、或いは理事会に助言を行うことができる。

第 4 章 評 議 員 及 び 評 議 員 会

(評議員会)

- 第 15 条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第 16 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(同前)

第 17 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 18 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 19 条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第5章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 20 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別紙(1)(2)に掲げる財産をもって構成する。
- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第29条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 21 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、兵庫県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、兵庫県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 22 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 23 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 24 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 25 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 26 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 27 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 28 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 6 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 29 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 福祉有償運送事業

(3) 地域生活定着支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 30 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 7 章 解散及び合併

(解散)

第 31 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 32 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 33 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、兵庫県知事の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第 34 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、兵庫県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を兵庫県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 35 条 この法人の公告は、社会福祉法人みつみ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行ふ。

(施行細則)

- 第 36 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 第5条、第13条及び第14条の改正については平成17年7月28日より施行する

第1条(2)第二種社会福祉事業(ロ)の改正については平成19年4月1日より施行する

別紙1

土 地

1. 京都府福知山市字猪崎小字東山15番	雑種地	836.00 m ²
2. 京都府福知山市字猪崎小字東山18番1	宅地	4,677.66 m ²
3. 京都府福知山市字猪崎小字東山18番2	宅地	4,158.40 m ²
4. 京都府福知山市字猪崎小字東山18番3	宅地	422.80 m ²
5. 京都府福知山市字猪崎小字東山18番4	宅地	2,356.14 m ²
6. 京都府福知山市字猪崎小字東山25番1	宅地	9,680.40 m ²
7. 京都府福知山市字猪崎小字東山25番3	宅地	1,291.29 m ²
8. 京都府福知山市字猪崎小字東山25番11	山林	7,011.00 m ²
9. 京都府福知山市字猪崎小字東山25番12	宅地	546.93 m ²
10. 京都府福知山市字堀小字野竹241番	宅地	409.70 m ²
11. 京都府福知山市字堀小字野竹241番2	宅地	170.96 m ²
12. 京都府福知山市字堀小字野竹242番	宅地	1,329.37 m ²
13. 京都府福知山市字堀小字野竹244番	宅地	34.68 m ²
14. 京都府福知山市字堀小字野竹244番1	宅地	222.43 m ²
15. 京都府福知山市字堀小字野竹244番2	宅地	86.56 m ²
16. 京都府福知山市字堀小字松ノ下345番	宅地	468.25 m ²
17. 京都府福知山市字堀小字松ノ下345番13	宅地	335.78 m ²
18. 京都府福知山市字堀小字松ノ下345番15	宅地	196.85 m ²
19. 京都府福知山市字堀小字松ノ下345番16	宅地	37.81 m ²
20. 京都府福知山市字堀小字松ノ下345番39	宅地	38.97 m ²
21. 京都府福知山市字堀小字松ノ下345番57	宅地	3.01 m ²
22. 京都府福知山市字堀小字松ノ下345番58	宅地	10.41 m ²
23. 京都府福知山市字堀小字松ノ下347番	宅地	679.00 m ²
24. 京都府福知山市字堀小字松ノ下352番9	宅地	94.48 m ²
25. 京都府福知山市字堀小字松ノ下354番	宅地	224.00 m ²
26. 京都府福知山市字堀小字松ノ下354番1	宅地	306.00 m ²
27. 京都府福知山市字堀小字松ノ下354番2	宅地	7.80 m ²
28. 京都府福知山市字堀小字松ノ下360番1	宅地	613.74 m ²
29. 京都府福知山市字堀小字松ノ下360番2	宅地	376.25 m ²
30. 京都府福知山市字堀小字松ノ下360番4	宅地	22.77 m ²
31. 京都府福知山市字堀小字松ノ下360番5	宅地	76.87 m ²
32. 京都府福知山市字堀小字松ノ下360番6	宅地	271.96 m ²
33. 京都府福知山市字堀小字松ノ下361番1	宅地	1,766.20 m ²
34. 京都府福知山市字堀小字松ノ下361番2	宅地	47.20 m ²
35. 京都府福知山市字堀小字松ノ下361番9	宅地	33.68 m ²
36. 京都府福知山市字堀小字松ノ下361番10	宅地	13.22 m ²
37. 京都府福知山市字堀小字松ノ下361番11	宅地	20.57 m ²
38. 京都府福知山市字堀小字松ノ下361番12	宅地	27.92 m ²
39. 京都府福知山市字堀小字松ノ下361番13	宅地	29.17 m ²
40. 京都府福知山市字堀小字松ノ下363番	宅地	1,734.57 m ²
41. 京都府福知山市字堀小字松ノ下363番3	宅地	157.72 m ²
42. 京都府福知山市字堀小字松ノ下393番	宅地	794.30 m ²
43. 京都府福知山市字堀小字松ノ下394番	宅地	286.10 m ²
44. 京都府福知山市字堀小字大岩谷3374番114	宅地	355.39 m ²
45. 京都府福知山市字堀小字大岩谷3374番238	宅地	27.17 m ²
46. 京都府福知山市桔梗が丘六丁目28番	宅地	415.21 m ²
47. 京都府福知山市桔梗が丘6丁目31番	宅地	5,830.42 m ²
48. 兵庫県丹波市山南町岩屋字1トク635番1	宅地	628.87 m ²
49. 兵庫県丹波市山南町岩屋字1トク635番3	宅地	70.76 m ²
50. 兵庫県丹波市山南町岩屋字1トク636番1	宅地	520.64 m ²
51. 兵庫県丹波市山南町岩屋字1トク637番	宅地	1,362.59 m ²
52. 兵庫県丹波市山南町岩屋字1トク639番	宅地	338.50 m ²
53. 兵庫県丹波市山南町谷川字天神下1126番	宅地	2,030.09 m ²
54. 兵庫県丹波市山南町奥字谷川端250番1	宅地	364.23 m ²
55. 兵庫県丹波市山南町奥字谷川端255番	宅地	110.67 m ²
56. 兵庫県丹波市山南町岩屋字シン行田538番	雑種地	132.00 m ²

別紙2

建 物

1. 兵庫県丹波市春日町野村65番地1所在の	
障害児入所施設 春日学園 園舎 4棟 (1,019.55㎡)	
(1) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	889.95 ㎡
(2) 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建	4.80 ㎡
(3) 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建	4.80 ㎡
(4) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	120.00 ㎡
2. 兵庫県丹波市山南町岩屋字昔原2004番地1、2004番地4、2004番地6所在の	
障害者支援施設 みつみ学苑 苑舎 8棟(4,458.66㎡)	
(1) 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建	121.24 ㎡
(2) 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建	73.08 ㎡
(3) 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建	40.60 ㎡
(4) 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建	40.60 ㎡
(5) 鉄筋コンクリート造スレート葺2階建	381.95 ㎡
(6) 鉄筋コンクリート鉄骨造スレート葺2階建	3,663.53 ㎡
(7) コンクリートブロック造スレート葺平家建	7.82 ㎡
(8) 鉄骨造スレート葺平家建	129.84 ㎡
3. 兵庫県丹波市山南町谷川字天神下1124番地、1125番地2所在の	
認定こども園みつみ 園舎 2棟(1,935.68㎡)	
(1) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1,274.00 ㎡
(2) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	661.68 ㎡
4. 京都府福知山市字堀小字松ノ下361-11番地、393番地	
(1) 鉄骨ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	142.41 ㎡
5. 京都府福知山市字堀小字松ノ下363番地、363番地3、361番地1、361番地9、361番地10	
京都府福知山市字堀小字野竹241番地、241番地2、242番地、244番地、244番地1、	
244番地2	
京都府福知山市字堀小字大岩谷3374番地114、3374番地238 所在の	
共同生活援助・共同生活介護事業所ひよしの杜	
共同生活援助・共同生活介護事業所 日吉ホーム 8棟 (997.50㎡)	
(1) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	136.00 ㎡
(2) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	126.00 ㎡
(3) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	126.00 ㎡
(4) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	126.00 ㎡
(5) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	126.00 ㎡
(6) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	126.00 ㎡
(7) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	211.50 ㎡
(8) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	20.00 ㎡
6. 京都府福知山市桔梗が丘6丁目31番地、30番地1所在の	
障害者支援施設 ききょうの杜 15棟 (3,024.89㎡)	
(1) 鉄骨造かわらぶき二階建	1,014.74 ㎡
(2) 木造かわらぶき平家建	108.72 ㎡
(3) 木造かわらぶき平家建	108.72 ㎡
(4) 木造かわらぶき平家建	108.72 ㎡
(5) 木造かわらぶき平家建	27.60 ㎡

(6) 木造かわらぶき平家建	108.72 m ²
(7) 木造かわらぶき平家建	108.72 m ²
(8) 木造かわらぶき平家建	108.72 m ²
(9) 木造かわらぶき二階建	266.05 m ²
(10) 木造かわらぶき二階建	266.05 m ²
(11) 木造かわらぶき二階建	266.05 m ²
(12) 木造かわらぶき二階建	133.02 m ²
(13) 木造かわらぶき二階建	133.02 m ²
(14) 木造かわらぶき二階建	133.02 m ²
(15) 木造かわらぶき二階建	133.02 m ²

7 . 京都府福知山市字猪崎小字東山18番地1、18番地4、25番地1、25番地3、
25番地11、25番地12所在の

特別養護老人ホーム 三愛荘 荘舎

養護老人ホーム 三愛荘 荘舎

軽費老人ホームケアハウス三愛荘 荘舎 2棟 (6,877.05m²)

(1) 鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根 3階建	6,707.31 m ²
(2) 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	169.74 m ²

8 . 京都府福知山市字猪崎小字東山18番地1、18番地2所在の
サポートハウスけいあい 1棟 (2,092.11m²)

(1) 木造合板メッキ鋼板ぶき平家建	2,092.11 m ²
----------------------	-------------------------

9 . 京都府福知山市字堀小字松ノ下360番地1所在の

共同生活援助・共同生活介護事業所 きらり (きずな・なごみ・みらい・いぶき
4棟 (698.00m²))

(1) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	174.50 m ²
(2) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	174.50 m ²
(3) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	174.50 m ²
(4) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	174.50 m ²

10 . 兵庫県丹波市春日町野村65番地1、1415番地1、1415番地2、1543番地
所在の障害者支援施設 春日育成苑 苑舎 11棟 (4,005.96m²)

(1) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	651.92 m ²
(2) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	408.50 m ²
(3) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	145.53 m ²
(4) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	145.53 m ²
(5) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	145.53 m ²
(6) 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	145.53 m ²
(7) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	88.90 m ²
(8) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	146.38 m ²
(9) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	535.04 m ²
(10) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	603.29 m ²
(11) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	989.81 m ²

11 . 京都府福知山市字堀小字松ノ下360番地1所在の
生活介護事業所しんあい 2棟 (236.58m²)

(1) 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	228.08 m ²
(2) 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	8.50 m ²

12. 京都府福知山市字戸田小字宮ノ段1155番地所在の
 保育所 わかば保育園 園舎 1棟 (965.78㎡)
 (1) 鉄骨造スレートぶき2階建 965.78 m²
13. 京都府福知山市字猪崎小字東山25番地1、25番地1先、23番地63所在の
 デイサービスセンター 三愛荘デイサービスセンター 1棟 (563.66㎡)
 (1) 鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺平家建 563.66 m²
14. 京都府福知山市字戸田小字宮ノ段1156番地所在の
 認知症対応型老人共同生活援助事業 認知症高齢者グループホームとだ
 2棟 (841.74㎡)
 (1) 木造スレートぶき平家建 351.76 m²
 (2) 木造かわらぶき平家建 489.98 m²
15. 兵庫県丹波市山南町岩屋字昔原2004番地1、2004番地4、2004番地6所在の
 共同生活援助・共同生活介護事業所 もみじ・かえで 2棟 (316.32㎡)
 (1) 木造かわらぶき平家建 185.49 m²
 (2) 木造かわらぶき平家建 130.83 m²
16. 京都府福知山市字猪崎小字東山25番地1所在の
 認知症対応型通所介護事業 認知症デイサービスセンター 1棟 (179.12㎡)
 (1) 鉄骨造合金メッキ鋼板・亜鉛メッキ鋼板葺平家建 179.12 m²
17. 京都府福知山市字戸田小字宮ノ段1156番地所在の
 小規模ケアハウス とだ 4棟 (1,215.38㎡)
 (1) 木造かわらぶき平家建 275.28 m²
 (2) 木造かわらぶき平家建 450.97 m²
 (3) 木造かわらぶき平家建 483.13 m²
 (4) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 6.00 m²
18. 兵庫県丹波市山南町岩屋字一トク636番地1、635番地1、637番地所在の
 デイサービスセンター おがわの里 1棟 (357.07㎡)
 (1) 鉄骨造かわらぶき平家建 357.07 m²
19. 兵庫県丹波市山南町奥字谷川端251番地、246番地1、250番地1、255番地、
 258番地1
 兵庫県丹波市山南町岩屋字一トク635番地3、637番地、639番地 所在の
 地域密着型介護老人福祉施設 おがわの里 1棟 (1,942.10㎡)
 (1) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1,942.10 m²
20. 京都府福知山市字猪崎小字水田754番地53 所在の
 小規模多機能型居宅介護事業 おとなせ 1棟 (403.19㎡)
 (1) 木造セメント瓦葺2階建 403.19 m²